

越谷市省エネ家電買換促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、ゼロカーボンシティの実現に向け、市民の地球温暖化対策への意識啓発を図るとともに、エネルギー価格の高騰等の影響を受けている者の生活を支援するため、市内の店舗等において省エネ家電への買換えを行う者に対し、予算の範囲内で省エネ家電買換促進補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則（平成8年規則第31号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「省エネ家電」とは、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく小売事業者表示制度において、省エネ性能による多段階評価点が3.0以上であることにより3つ星以上の統一省エネルギーラベルが表示されている次に掲げる家庭電気製品とする。

- (1) エアコンディショナー
- (2) 冷蔵庫

(補助対象機器)

第3条 補助の対象となる機器（以下「補助対象機器」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する省エネ家電とする。

- (1) 市内の店舗又は事業所（以下「店舗等」という。）で購入したものであること。
- (2) 未使用品であること。
- (3) リース品ではないこと。
- (4) 国、地方公共団体等の公的機関が行う他の補助制度の対象となつて

いる機器ではないこと。

(補助対象者等)

第4条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、自らが居住する市内の既存の一戸建て住宅（併用住宅及び兼用住宅の居住の用に供する部分を含む。）又は共同住宅（以下「居住既存住宅等」という。）に設置している既設の第2条各号に掲げる家庭電気製品（以下「既設機器」という。）に代わるものとして、買換えにより、当該居住既存住宅等に補助対象機器を設置する者で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者であること。
- (2) 補助対象機器の購入及び設置に係る契約の締結、当該契約に基づく費用の支払い並びに補助対象機器の居住既存住宅等への設置（以下この号において「購入等の手続き」という。）を行う前に補助金の交付決定を受け、かつ、当該交付決定の日の属する年度の2月15日までに補助対象機器の購入等の手続きが行われていること。
- (3) 市税等（市民税及び県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税並びに国民健康保険税をいう。以下同じ。）の滞納がないこと。

2 補助金の交付は、補助対象者の属する世帯ごとに第2条各号に掲げる家庭電気製品のいずれかにつき同一年度内1回限りとする。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象機器の購入費用とする。ただし、次に掲げる額を除く。

- (1) 消費税及び地方消費税に相当する額
- (2) クーポン券又はポイントで支払った額に相当する額

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額に100分の50を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨

てた額)とし、40,000円(市内に本店登記を有する法人又は市内に住所及び店舗等を有する個人事業者から補助対象機器を購入する場合にあつては、70,000円)を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付申請は、市長が別に定める受付期間において行うものとする。

- 2 市長は、前項の受付期間内における補助金の交付申請の総額が補助を行う年度の予算の範囲を超えるときは、当該予算の範囲を超える日をもって、当該年度に係る補助金の交付申請の受付を終了するものとする。この場合において、当該予算の範囲を超える日に複数の交付申請があつたときは、当該交付申請を行った者について抽選を行い、当該年度の予算の範囲内において受け付ける交付申請を決定するものとする。

(申請書の様式等)

第8条 規則第5条第1項の申請書の様式は、第1号様式のとおりとする。

- 2 規則第5条第1項第2号に掲げる事項は、記載することを要しない。
- 3 規則第5条第2項第1号から第3号までに掲げる事項に係る書類の添付は、要しない。
- 4 規則第5条第2項第4号の市長が必要と認める事項を記載した書類は、次に掲げる書類とする。
 - (1) 補助対象機器の購入及び設置(以下「購入等」という。)に係る経費の内訳が分かる見積書の写し
 - (2) 既設機器の設置の状況が分かる写真
 - (3) 委任状(代理人による申請の場合に限る。)
 - (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、規則第5条第1項の申請書が提出されたときは、補助金の交付又は不交付を決定し、越谷市省エネ家電買換促進補助金(交付・

不交付）決定通知書（第２号様式）により申請者に通知するものとする。

（計画の変更又は中止）

第１０条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該交付決定に係る補助対象機器の購入等の計画（以下「計画」という。）の内容を変更し、又は当該計画を中止しようとするときは、越谷市省エネ家電買換促進補助金計画変更等承認申請書（第３号様式）により市長に申請しなければならない。

２ 前項の規定にかかわらず、交付決定者は、交付決定を受けた補助金交付額の増額を要することとなる計画の内容の変更については、申請することができないものとする。

（変更又は中止の承認）

第１１条 市長は、前条第１項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、変更又は中止を承認するか否かを決定し、越谷市省エネ家電買換促進補助金計画変更等（承認・不承認）通知書（第４号様式）により交付決定者に通知するものとする。

２ 市長は、前項の規定により変更を承認するときは、必要に応じて交付決定の内容を変更し、及び条件を付することができる。

（交付決定の取消し）

第１２条 市長は、交付決定者が第４条第１項に規定する要件を満たさなくなったときは、第９条の規定による交付決定を取り消すことができる。

（報告書の様式等）

第１３条 規則第１５条第１項の報告書の様式は、第５号様式のとおりとし、交付決定者は、補助対象機器の購入等の完了後、第９条の規定による交付決定の日の属する年度の２月末日までに提出するものとする。

２ 規則第１５条第１項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 補助対象機器の購入等に係る領収書の写し及び購入等に係る経費の

内訳が分かる書類

- (2) メーカー等が発行した補助対象機器の保証書の写し
- (3) 補助対象機器の設置の状況が分かる写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第 1 4 条 規則第 1 6 条第 1 項の規定による補助金の額の確定通知は、第 6 号様式により行うものとする。

(請求書の様式等)

第 1 5 条 規則第 1 8 条第 2 項の請求書の様式は、第 7 号様式のとおりとし、交付決定者は、規則第 1 6 条第 1 項の規定による補助金の額の確定通知を受けた後、速やかに、これを市長に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第 1 6 条 規則第 2 1 条ただし書に規定する市長が定める期間は、次の各号に掲げる家庭電気製品の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) エアコンディショナー 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号。次号において「耐用年数等省令」という。）に基づく冷房用又は暖房用機器の耐用年数
- (2) 冷蔵庫 耐用年数等省令に基づく電気冷蔵庫の耐用年数

2 交付決定者は、前項に規定する期間が経過する前に、補助金の交付を受けて設置した補助対象機器を処分しようとするときは、越谷市省エネ家電買換促進補助金に係る財産処分承認申請書（第 8 号様式）により市長の承認を受けなければならない。

(状況報告等)

第 1 7 条 市長は、補助金の交付を受けて補助対象機器を設置した者に対し、必要に応じて設置状況の報告その他の協力を求めることができる。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、
市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。